

徳島の稲作基本方針

国においては、平成14年12月に「米政策改革大綱」を策定し、消費者重視・市場重視の考え方に立って、需要に即応した米づくりの推進を通じて水田農業経営の安定と発展を図ることとした。また、平成19年からは「水田経営所得安定対策（品目横断的経営安定対策）」、平成22年度からは戸別所得補償モデル対策が導入され、稲作を巡る状況は大きく変化している。

本県においては、平成15年9月に「徳島県水田農業振興基本方針」を策定し、需要に即した米づくりや、担い手を中心とした多様な水田農業を推進することとしているが、今後、「農業の持続的な発展に関する施策」の推進により、担い手等を含めた農業の構造改革が一層求められようとしている。

また、「徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本条例」が平成21年4月1日から施行されたのを受け、平成21年9月に「徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画」を策定し、豊かで充実した食料の提供」と「農林水産業の持続的な発展」を図るために、県ならではの「水田フル活用」に取り組むこととしている。

さらに、平成22年度からの戸別所得補償制度の導入を受け「徳島県水田活用強化戦略」を策定し、園芸作物等との組み合わせによる複合経営など、水田活用の強化を図るとともに、次の取り組みを推進する。

1 担い手の育成・組織化の検討

地域の実情に応じ、あるべき担い手像を明確にした水稻作のあり方を検討する。

<水稻作のあり方>

1) 水稻作の担い手が存在する地域

水稻作を中心に10ha程度の稲作とファームサービスを組み合わせた経営（法人化等を含む。）を推進する。

2) 野菜等の作付が盛んで担い手が存在する地域

専業農家は、野菜作を中心に水稻を組み合わせた複合経営を推進する。また、兼業農家では、ファームサービスを利用した稲作を推進する。

3) 担い手がいない地域

高齢化が進み飯米的に水稻作を行っている中山間地域や兼業農家が多い地域では、中山間地域等直接支払制度等を活用するなどし、集落営農等を推進する。

2 コスト低減・省力化の推進

担い手や地域の稲作のあり方と関連して、各種省力栽培技術を組み合わせてコスト低減に努め、生産者の経営安定を推進する。

1) 栽培様式の変更

- ・多収性品種、飼料用品種の導入（需要に応じた生産）
- ・乾田耕起直播，湛水直播（大規模経営タイプ）
- ・特別栽培米の推進

2) 管理作業の改善（育苗・施肥・防除・収穫）

- ・田植え同時施用除草剤

3) 機械・施設の共同利用

田植機やコンバイン、育苗・乾燥施設、色彩選別機等の共同利用を推進する。

3 安全・安心な米づくりの推進

消費者の購買行動が、安全・安心を重視したものへと大きく変化していることから、農薬の適正使用などを徹底した「安全・安心な米づくり」を推進する。

- ・農薬適正使用の徹底及び残留農薬分析等の推進
- ・トレーサビリティ・システム構築のために、栽培管理記録の記帳を推進
- ・米トレーサビリティ法に基づいた適正な表示の推進
- ・とくしま安2農産物認証制度の推進
- ・種子更新率100%の推進
- ・農薬のドリフト等に留意した防除体系の推進
- ・環境に優しい種子消毒（温湯処理、塗末処理）の推進

4 売れる米づくりの推進

温暖な気候を利用し早期米の産地が形成されてきたが、今後も早期米を中心に売れる米づくりを推進する。また、本県は小規模な農家が多いことや消費の多様化が進んでいることから、「特色のある米づくり」について販売対策と一体的に推進する。

＜特色のある米づくりとは＞

- 特別栽培米等（化学合成農薬・化学肥料の低減，エコファーマー等の普及拡大）
- 地域ブランド米（地域の特色を生かした米）

5 地産地消の推進

消費者ニーズに対応し、農業や食に対する理解を深めるため、県産米の情報提供を積極的に行い、学校・交流施設などの地域内施設での利用や直売所での販売等、地域の実情に応じた販売方式を推進する。また、生産者団体等が行う特別栽培米などのこだわり米を推進し、地域の特色を生かした米の販売を推進する。

- ・集落営農組織等によるこだわり米の生産と地産地消
- ・学校給食等における地元産米の活用
- ・直売所・交流拠点施設等での販売
- ・イベント等における地産地消の実施、PR

6 新規需要米の利用促進

飼料用米や米粉用米等の新規需要米の作付けを推進する。また、飼料稲専用品種や多収性品種の導入についても需要に応じた導入を進める。さらに、新規需要米の利用を促進するため、畜産農家や食品加工業者との連携を強化するとともに、実需者ニーズに応じた原料の安定供給体制の整備に努める。